

業務指示書

アジア地域中央アジア地域のインフラセクター支援に係る情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年1月6日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 城水 健 Shiromizu.Tsuyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年1月12日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：エネルギー、運輸セクターにおける調査業務経験

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（中国の対外経済政策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：中国の対外経済政策に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アジア地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 中央アジアエネルギー政策】

- 1) 類似業務の経験：エネルギー政策に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アジア地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 エネルギーセクター（電力技術）】

- 1) 類似業務の経験：発電・送電・配電に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年1月18日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(CNY1 = 19.240 円 , UZS1 = 0.045 円 , KGS1 = 1.619 円 , TJS1 = 18.298 円 , KZT1 = 0.400 円 ,
US\$1 = 122.85 円 , EUR1 = 130.12 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)
- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) テレビ会議システム
ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者アドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)
インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。
注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
 - c) 電話会議
上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

- 中国の対外経済政策
- 中央アジアエネルギー政策
- エネルギーセクター（電力技術）

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.92 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年2月1日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
アジア地域中央アジア地域のインフラセクター支援に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 中国の対外経済政策	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 中央アジアエネルギー政策	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： エネルギーセクター（電力技術）	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容等に関する事項

1. 業務の背景

中央アジアは、ロシア、中国、南アジア、中東等に囲まれており、政治的にも地理的にも重要な地域である。また、石油、天然ガス、ウラン、レアメタル（希少金属）などのエネルギー・鉱物資源が豊富であり、日本をはじめ、資源供給国の多様化を目指す国々にとって、戦略的に重要な地域でもあり、同地域の安定的な発展に向け、様々な地域協力の枠組みが動いている。

インフラ整備支援に関しては、1997年にADBが事務局となって発足した「中央アジア地域経済協力（CAREC）」が、中央アジア地域を縦横に走る6つの回廊を設定し、回廊上の運輸インフラの整備、貿易円滑化を重点に支援を展開している。2001年から2013年までに承認されたCAREC関連プロジェクトの累計額は運輸セクターが77.4%（US\$19,058mil）と圧倒的に多く、エネルギーセクターが21.5%（US\$5,284mil）、貿易円滑化が1.1%（US\$268mil）¹となっている。

日本は、2004年に「中央アジア+日本」対話を立ち上げ、中央アジア5か国の地域協力を推進しており、JICAは、①中央アジア電力・運輸インフラ整備プログラム、②民間セクター活性化を通じた市場経済化促進プログラム等を重点に協力を展開している。

他ドナーでは、韓国対外経済協力基金（EDCF）がウズベキスタン、カザフスタン、キルギスの通信セクターに支援しているほか、大宇、サムスンをはじめ30社以上の民間企業が進出している。また、中国が2013年に「一帯一路」構想²を発表し、沿線国における鉄道や道路、送電網や港湾などのインフラ整備をはじめ、多岐に亘る分野で相互協力の推進を図っており、インフラ開発における国際競争が激化している。

本調査では、中央アジアのインフラセクター支援の現状及び他ドナーの支援動向について情報収集・分析を行い、我が国が戦略的にインフラ整備を進める上での参考資料とする。

2. 業務の概要

（1）業務の目的

中央アジア地域のインフラセクターにおける他ドナーの支援動向、主要事業の実施状況等を収集・分析し、JICAが当該諸国に対する協力プログラムを策定・改訂する際の参考資料とすることを目的とする。

¹ “From Landlocked to Linked In: The Central Asia Regional Economic Cooperation Program” (2015)

² 中国を起点に中央アジアや南アジアを経て欧州に至る「シルクロード経済ベルト（一帯）」と、中国沿岸部から南シナ海、インド洋を経て欧州に向かう「21世紀海上シルクロード（一路）」の双方において、鉄道や道路、送電網や港湾などのインフラ整備、貿易・投資の円滑化、金融協力、文化交流など多岐に亘る分野で相互協力の推進を目指すもの。

(2) 対象地域

中国及びウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、カザフスタンの5か国とする。

3. 業務の範囲

本業務は、「2. (1) 業務の目的」を達成するために「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

4. 実施方針及び留意事項

(1) 全体方針

本調査は、大きく以下の二つの内容から構成される。

- 1) 中央アジア地域における主要二国間ドナーの一つである中国に焦点を当て、中国の対外経済協力の概要・仕組みや国際プロジェクトの受注実績のある中国企業の国際競争力について、既存情報の収集及び関係者へのヒアリングを通じて整理・分析する。
- 2) 中央アジア地域のインフラセクターについて、①他ドナー・機関の支援動向、②受注企業の国際競争力について、日本及び調査対象国の官民関係者へのヒアリングを通じて、整理・分析する。

(2) 関係機関とのアポイントメント

本調査は、JICAの支援方針/事業計画を検討するための情報収集であり、特定政府からの要請に基づく調査ではない。現地調査対象国関係者との初回の会合については、必要に応じ、JICAがアポイントの取り付けを支援する。その後は、JICAと適宜相談の上、コンサルタントが各種調整を行う。

ヒアリング先については、中国は、民間企業、研究者や有識者、中央アジア諸国については、関係官庁、国際機関、二国間ドナー国の大使館等を想定している。

(3) 現地渡航について

現地調査のための渡航については、各国ごとに渡航するのではなく、全体もしくは数か国をまとめて渡航することを想定している。調査内容に合わせた渡航国・時期・回数をプロポーザルにて提案すること。

(4) 報告書作成上の留意点

本調査報告書の読み手は、主としてJICA職員を想定しているが、東・中央アジア地域を担当する部署のみならず、他地域を所掌する部署や各セクターを所掌する部署を広く想定している。報告書の記述にあたっては、各国特有の体制や制度等について注釈を加える等の配慮を行うこと。

(5) 調査報告書の取扱い

本調査報告書は、公開版、対外非公開版の2種類を作成する。公開版については、既存文献や現地メディア情報等から得られた情報を掲載するが、内容の詳細については、JICAと受注者で協議し決定する。

5. 業務の内容

業務内容は以下を想定している。ただし、以下に示した内容以外に、効果的・効率的な調査方法や追加すべき調査項目がある場合はプロポーザルにて提案すること。

(1) 国内準備作業

既存の関連資料・情報・データを整理した上で、調査全体の方針、実施方法、調査項目と内容、訪問先、スケジュール等を検討し、①インセプションレポート案、②各訪問先への調査主旨の説明資料案、③質問票案を作成し、JICAに提出・確認する。

インセプションレポートは和文版のみを作成するが、各訪問先への調査主旨の説明資料や質問票は、訪問先に合わせ、英語版、中国語版、又は、ロシア語版を作成する

(2) 中国の対外経済協力の概要

1) 中国の対外経済協力の概要

公開情報及び既往文献調査、関係者からのヒアリングを通じて、中国の対外経済協力の全体像（①協力形態、②実施体制、③協力方針、④援助重点国、⑤重点セクター、⑥案件形成から案件実施に至るフロー等）を整理する。

①については、無償資金協力、無利子借款、優遇借款のみならず、優遇パイヤーズクレジット、準商業ベースの貸付等を含め広く情報収集する。

⑥については、政府からプロジェクトを受注する国有企業に対して、どの程度、どのような形で補助や優遇的措置が入っているかについても分析する。

2) 中国の業界分析

中国の主要企業のうち、国際プロジェクトの受注実績のある企業（業種別に上位5社程度）について、情報を収集・整理し、一覧表にとりまとめる。対象業種及び調査項目は以下を想定しているが、変更・追加すべき業種や調査項目があればプロポーザルにて提案すること。また、一覧表作成の際は、参考として、中央アジアで受注実績のある本邦企業の情報も比較対象として記載すること。

ア. 対象業種

運輸、エネルギー、建設、通信

イ. 調査項目

①基本情報（企業名、企業形態、資本金、設立時期、従業員数）

②プロジェクト受注実績（案件名、金額、事業期間、発注者、資金源）

③得意とする技術並びにその技術レベル

④主たるプロジェクトの案件概要（国を問わず、案件金額の多い順に5件程度）

3) 企業分析（エネルギーセクター）

上記2) で収集した情報を踏まえ、エネルギーセクターを対象に詳細な企業分析を行う。対象企業は、上記2) の結果を踏まえ、受注者が候補を選定し、JICAと協議の上決定するが、最大2社を想定している。企業分析のイメージは、以下の米国戦略国際問題研究所（CSIS）の報告書のとおり。

http://csis.org/files/publication/130215_competitiveness_Huawei_casestudy_Web.pdf

4) 企業分析（運輸セクター）

上記3) と同様。ただし、運輸セクターのうち、鉄道関連企業については、別の調査計画があるため、詳細分析の対象外とする。

(3) 中央アジアの国別分析

1) エネルギーセクター

ア. 既存資料の収集・整理

ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、カザフスタンの4か国におけるJICA及び他ドナー・国際機関の支援動向（支援実績、進捗状況、支援内容、今後の支援計画）を整理する。収集した情報の中に、事業実施が発表された後で頓挫した案件があった場合には、可能な範囲で中断した理由を調べ記載する。

①既存の発電・送配電設備については、運転開始年、設備容量、稼働率、導入メーカー、運営・維持管理等の状況を、②建設中及び計画中の設備については、運転開始予定、設備容量、ファイナンスの確保状況を含めることとする。

イ. マッピング

上記で収集した案件情報を地図上にプロットするとともに、案件名、対象地域、資金源等を記載する。指定の様式はないが、JETRO が作成しているインフラマップ（国ごとに記載振りが異なる）等も参照し、対象国の状況に合わせ、見やすい地図となるよう留意する。

ウ. 現地調査

調査対象地域での新規・既往案件及び支援状況についてヒアリングを行い、情報収集する。また、代表的な案件を選び、現地視察により技術的側面から評価（性能、運転状況等）を確認する。

上記ア. を補完するものとして、代表的な案件を選び、案件形成から案件実施に至るまでの詳細な流れ（凡その所要日数を含む）をヒアリングし、フロー図に示す。

2) 運輸セクター

ア. 既存資料の収集・整理

ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、カザフスタンの4か国における

JICA 及び他ドナー・国際機関の支援動向（支援実績、進捗状況、支援内容、今後の支援計画）を整理する。収集した情報の中に、事業実施が発表された後で頓挫した案件があった場合には、可能な範囲で中断した理由を調べ記載する。

イ. マッピング

上記で収集した案件情報を地図上にプロットするとともに、案件名、対象地域、資金源等を記載する。様式については、上記 1) イ. のとおり。

ウ. 現地調査

調査対象地域での新規・既往案件及び支援状況についてヒアリングを行い、情報収集する。また、代表的な案件を選び、現地視察により、技術的側面から評価（施工品質、維持管理状況等）する。

上記ア. を補完するものとして、代表的な案件を選び、案件形成から案件実施に至るまでの詳細な流れ（凡その所要日数を含む）をヒアリングし、フロー図に示す。

（4）被援助国における他ドナー支援プロジェクトに対する評価

- 1) ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、カザフスタンの 4 か国について、先行研究、現地メディア報道等の既存資料を通じて、当該国で実施されている支援案件に対する現地での評価を分析する。
- 2) 現地調査を通じて、当該国政府関係者、有識者、コンサルタント等に対して、他ドナー（特に新興ドナー）が支援した案件に対する評価を可能な範囲でヒアリングし、日本の支援と比較した場合の特徴を分析する。
- 3) 現地調査を通じて、ドナーの融資を受けるにあたり、被援助国側において、伝統的ドナー（国際機関含む）に依頼する場合と、新興ドナーに依頼する場合の優先順や基準の有無を確認する。

（5）ドラフト・ファイナル・レポートの作成

以上の活動の結果をドラフト・ファイナル・レポートに取りまとめ、JICA 東・中央アジア部に提出するとともにフィードバックを得る。

（6）調査報告会の実施

JICA 関係部署及び省庁関係者を対象とした報告会（30 名程度）を開催する。報告会の開催にあたっては、準備段階から JICA 東・中央アジア部と調整の上、開催告知案、議事次第案の作成、資料作成・印刷を行う。

会場は JICA の会議室、配布資料は、ドラフト・ファイナル・レポートの要点を紹介するパワーポイントスライド 20 ページ程度／部とする。

（7）ファイナル・レポートの作成

上記（2）～（4）の結果をファイナル・レポートにまとめ、提出する。英文版は、

JICA 在外事務所の現地職員が読むことを想定している。

6. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナル・レポートとする。

1) インセプション・レポート

記載事項：調査の基本方針、調査方法、調査項目、調査内容、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：2016年2月中旬

提出部数：和文10部（簡易製本）

2) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査結果

提出時期：2016年6月中旬

提出部数：和文10部（簡易製本）

3) ファイナル・レポート（対外秘）

記載事項：ドラフト・ファイナル・レポートに対するコメントに対応して必要な加除修正を行ったもの

提出時期：2016年7月中旬

提出部数：和文10部（製本）

CD-ROM 2セット

4) ファイナル・レポート要約（公開）

記載事項：調査結果のうち、公開情報から得られた情報

提出時期：2016年7月下旬

提出部数：和文10部、英文10部（製本）

(2) その他の提出物

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後10営業日以内

部数：和文3部（簡易製本）

2) コンサルタント業務従事月報

記載事項：各月毎の業務内容、作業・進捗状況の他、現地情勢、調査上の留意点等（A4数ページ）を記載する。

提出時期：調査月の翌月5日までに提出（月毎）

提出部数：1部

3) 収集資料

業務期間中に収集した資料、データ（撮影写真を含む）一式

提出時期：ファイナル・レポート提出時

(3) 調査報告書の仕様

ファイナル・レポート以外の報告書の作成仕様は、A4版、タイプ打、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。ファイナル・レポートの仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づき作成するものとする（当ガイドラインは機構ホームページ「調達情報 関連規程・ガイドライン等」を参照のこと）。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2016年2月中旬より業務を開始し、2月下旬を目途にインセプションレポートを提出し、2016年7月下旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

(1) 業務量の目途

合計：約14.6M/M

(2) 業務従事者の構成(案)

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付けは目安であり、以下の格付けを超えた格付けの提案も認める。ただし、目安を超える格付けの提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／中国の対外経済政策（2号）
- 2) 中央アジアエネルギー政策（3号）
- 3) 中央アジア運輸政策
- 4) エネルギーセクター（電力技術）（3号）
- 5) 運輸セクター（技術）

3. 相手国の便宜供与

特になし。

4. 参考資料

(1) 配布資料

JICA中国事務所が実施した以下の調査報告書（和文）。

- 1) JICA中国事務所[2015], 『中国の優遇借款研究』
- 2) JICA中国事務所[2009], 『中国と中央アジア諸国ならびにパキスタン、アフガニスタンとの経済協力の現状および展望』

(2) インターネット閲覧資料

- 1) 中国国務院[2014], 『中国の対外援助(2014)』（英語、中国語）

http://www.gov.cn/zhengce/2014-07/10/content_2715467.htm

http://english.gov.cn/archive/white_paper/2014/08/23/content_281474982986592.htm

- 2) Kitano N. & Harada Y. [2014], 'Estimating China' s Foreign Aid 2001 - 2013', JICA-RI Working Paper No. 78
https://jica-ri.jica.go.jp/publication/assets/JICA-RI_WP_No.78_2014.pdf
- 3) 国務院国有資産監督管理委員会の直轄企業リスト（中国語）
<http://www.sasac.gov.cn/n1180/n1226/n2425/index.html>
- 4) 2015年中国トップ企業500リスト（中国企業連合会発表）（中国語）
<http://www.weste.net/2015/08-23/105444.html>

5. 機材の調達

本調査においては資機材の購入は想定していない。

6. その他の留意事項

（1）通訳要員・調査補助員の配置

業務実施上の必要に応じ、現地調査時の通訳要員、及び、現地での情報収集作業を行う調査補助員を現地にて雇用することを認める。雇用に係る経費は、本見積りに含めること。

（2）現地再委託

本業務においては、現地再委託を想定していない。

（3）安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICA事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。

（4）複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

（5）不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上

